

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年12月24日

【中間会計期間】 第20期中(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社セントクreekゴルフクラブ

【英訳名】 St.CREEK GOLF CLUB CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若 林 伸 和

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市月原町黒木1番地1

【電話番号】 0565 - 64 - 2121(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 北 野 満

【最寄りの連絡場所】 愛知県豊田市月原町黒木1番地1

【電話番号】 0565 - 64 - 2121(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 北 野 満

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日
売上高 (千円)	484,598	478,829	126,149	949,902	913,299
経常利益 (千円)	19,150	3,222	12,511	50,631	50,034
中間(当期)純利益又は中間純損失() (千円)	15,589	7,285	11,886	40,402	2,963
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 47,800 優先株式 8,064				
純資産額 (千円)	4,102,387	4,119,915	4,142,050	4,127,200	4,130,164
総資産額 (千円)	4,323,989	4,330,284	4,290,331	4,316,576	4,295,472
1株当たり純資産額 (円)	243,260.57	242,902.31	242,447.66	242,745.69	242,696.35
1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額() (円)	321.91	156.62	244.46	836.80	53.55
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式
自己資本比率 (%)	94.9	95.1	96.5	95.6	96.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,558	60,597	78,042	67,462	55,912
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,565	22,149	13,680	26,943	30,738
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,119	6,622	2,827	12,972	11,084
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	118,414	141,912	185,710	110,087	124,176
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	59 (74)	57 (71)	1 ()	62 (75)	57 (66)

(注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、損益等に与える影響がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間より、当社は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社にゴルフ場の運営を委託しております。

これは、ゴルフ業界の慢性的な人手不足と将来の見通しを踏まえ、ゴルフ場サービスの維持・発展のために、ゴルフ場の受託運営の経験が豊富なリゾートトラストゴルフ事業株式会社へ運営を委託し、安定的な経営の継続を目的とするものです。

この結果、ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料収入が発生することになります。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(名)	1
---------	---

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社は、ゴルフ場事業の単一セグメント・単一事業部門であるため、ゴルフ場全体での従業員数を記載しております。
3 従業員数が当中間会計期間において56名減少しておりますが、ゴルフ場の運営を委託したことにより従業員が転籍したためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、コロナ禍により一時期大幅に落ち込んだものの、緊急事態宣言の解除による経済活動の再開や国内外の需要回復、また、テレワーク関連・感染拡大防止対策への投資の下支えも寄与し、製造業・非製造業共に緩やかに回復しており、小売や宿泊・飲食サービス等においては消費関連を中心に持ち直しております。

コロナ禍の下、緊急事態宣言が出ている間は全組スループレーに変更し受入組数を抑えたこと、コンペの多くがキャンセル・延期となったことから、4月から7月の4ヶ月間の来場者数は前年比3,688名の大幅減となりました。8月・9月は旅行などの移動に制約があるなか、むしろゴルフ場の環境に対する安心感が高まり、猛暑が続いたにもかかわらず、来場者数は前年比804名の増加となり、当中間会計期間の来場者数は27,349名（前年同期比9.5%減）となりました。

当中間会計期間の売上高につきましては、当期首より年会費収入とリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託手数料収入等で構成されることになったことから、126,149千円（前年同期比73.7%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は116,314千円（前年同期比72.7%減）となりました。

その結果、営業利益9,834千円（前年同期比27.3%減）、経常利益12,511千円（前年同期比288.3%増）、中間純利益は11,886千円（前年同期は中間純損失7,285千円）となりました。

前事業年度末に比べ、資産は5,140千円減少の4,290,331千円、負債は17,027千円減少の148,280千円、純資産は11,886千円増加の4,142,050千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ61,534千円増加し、185,710千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、78,042千円（前年同期は60,597千円の増加）となりました。これは税引前中間純利益が12,511千円あったこと、売上債権の減少額が31,490千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、13,680千円（前年同期は22,149千円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が13,680千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は、2,827千円(前年同期は6,622千円の減少)となりました。これは、リース債務の返済による支出が2,827千円あったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社はセントクリークゴルフクラブをリゾートトラストゴルフ事業株式会社に運営委託しておりますので、セントクリークゴルフクラブの収容実績及び当社の販売実績を記載しております。

a 収容実績

ホール数 (H)	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)					当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)				
	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均来 場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均来 場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
27	182	15,246	14,987	30,233	166.1	177	16,009	11,340	27,349	154.5

b 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
運営委託契約等による 手数料収入			81,000	
ゴルフ場売上	389,628	4.5		
年会費収入	44,304	1.4	43,925	0.9
名義書換料	41,740	31.4		
その他	3,155	136.9	1,224	61.2
合計	478,829	1.2	126,149	73.7

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)		当中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
リゾートトラストゴルフ事業(株)			81,000	64.2

2 上記の金額には、消費税等を含めておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

資産合計は、4,290,331千円となり、前事業年度と比べて5,140千円の減少となりました。これは主に短期運用預け金が60,000千円増加したこと、売掛金が31,490千円減少したこと、たな卸資産が20,546千円減少したこと等によるものです。

負債合計は、148,280千円となり、前事業年度と比べて17,027千円の減少となりました。これは主に未払費用が28,317千円減少したこと等によるものです。

純資産合計は、4,142,050千円となり、前事業年度と比べて11,886千円の増加となりました。これは中間純利益を11,886千円計上したことによるものです。

経営成績については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、既存施設の維持・管理を目的とした設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本的な方針とし、必要に応じてグループ会社からの借入等による資金調達を行うこととしております。

なお、当中間会計期間末における有利子負債の残高は6,569千円、現金及び現金同等物の残高は185,710千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は以下のとおりであります。

相手先の名称	契約内容	契約期間
リゾートトラストゴルフ事業(株)	セントクリークゴルフクラブの運営委託契約	2020年4月1日より 2021年3月31日まで(注)
	年会費の集金及び管理業務の代行契約	2020年4月1日より 2021年3月31日まで(注)

(注) 契約期間満了時に以後1年毎に自動更新となります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	75,000
優先株式	20,000
計	95,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,800	47,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1、4
優先株式	8,064	8,064	同上	優先的配当を受ける権利を有する株式(注)2、3、4
計	55,864	55,864		

(注) 1 普通株式の内容

- (1) 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
- (2) 普通株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

2 優先株式の内容

- (1) 普通株式に優先して、1株につき年50円を限度として利益配当金(以後「優先配当金」という)を受けます。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては、配当を受ける権利を有しません。
- (3) 優先配当金の全部、又は一部が支払われていないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、優先配当金に先立ってこれを受けるものとします。
- (4) 優先株式の株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権を有しないものとします。ただし、下記の場合を除くものとします。
 - ア) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なお且つ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときはその定時総会の時から、議決権を有します。
 - イ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なお且つ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときはその定時総会終結の時から、議決権を有します。
- (5) 優先株式の株主は、当社の残余財産の分配につき、その優先株式1株につき195万円を限度として、普通株式の株主に優先して分配を受けます。
- (6) 優先株式の株主は、(5)の優先分配が行なわれた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しません。
- (7) 優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。
- (8) 優先的配当を受ける権利を有する株式です。

3 当社は、定款の定めにより優先株式を引き受ける者の募集について、優先株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとしております。

4 当社は、単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月30日		55,864 (普通株式 47,800 優先株式 8,064)		100,000		3,925,727

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
岡崎クラシック(株)	愛知県岡崎市岩中町1	6,592 [6]	11.8 [0.0]
多治見クラシック(株)	岐阜県多治見市小名田町1	3,104 [4]	5.6 [0.0]
リゾートトラスト(株)	名古屋市中区東桜2-18-31	2,484 [94]	4.4 [0.2]
(有)テラシマ企画	愛知県岡崎市竜美台2-5-14	156 []	0.3 []
(株)永光	愛知県岡崎市大和町上河原15-1	156 []	0.3 []
石原 栄一郎	愛知県豊田市	82 [4]	0.1 [0.0]
文貴通信(株)	愛知県豊田市若林東町162-12	82 [4]	0.1 [0.0]
(有)K'z medicine cabinet	名古屋市緑区滝ノ水5-1113-5	79 [1]	0.1 [0.0]
(株)森部重量	愛知県あま市七宝町遠島七反田524-39	79 [1]	0.1 [0.0]
(株)トスコ	名古屋市中村区則武1-7-3	79 [1]	0.1 [0.0]
計	-	12,893 [115]	23.1 [0.2]

(注)〔内書〕は、優先株式の株式数及び割合であります。なお、優先株式は全て議決権が発生しているため、所有議決権数別の記載は省略しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,800	47,800	
	優先株式 8,064	8,064	優先株式の内容は「1株式等の状況(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。
単元未満株式			
発行済株式総数	55,864		
総株主の議決権		55,864	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、篠藤公認会計士事務所 公認会計士 篠藤敦子により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,176	45,710
短期運用預け金	80,000	140,000
売掛金	40,964	9,474
たな卸資産	20,546	
その他	27,737	2 3,494
貸倒引当金	6,458	7,042
流動資産合計	206,966	191,636
固定資産		
有形固定資産	1 79,067	1 85,256
投資その他の資産		
投資有価証券	72,696	72,696
関係会社株式	0	0
差入保証金	16,597,600	16,597,600
その他	4,040	4,040
貸倒引当金	12,664,900	12,660,900
投資その他の資産合計	4,009,437	4,013,437
固定資産合計	4,088,505	4,098,694
資産合計	4,295,472	4,290,331
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,198	
リース債務	5,622	3,625
未払法人税等	3,840	625
その他	70,922	65,136
流動負債合計	85,583	69,386
固定負債		
リース債務	3,774	2,943
退職給付引当金	65,995	65,995
その他	9,954	9,954
固定負債合計	79,724	78,893
負債合計	165,308	148,280
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	3,925,727	3,925,727
資本剰余金合計	3,925,727	3,925,727
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	104,436	116,323
利益剰余金合計	104,436	116,323
株主資本合計	4,130,164	4,142,050
純資産合計	4,130,164	4,142,050
負債純資産合計	4,295,472	4,290,331

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
売上高	478,829	126,149
売上原価	39,694	
売上総利益	439,134	126,149
販売費及び一般管理費	425,608	116,314
営業利益	13,526	9,834
営業外収益	1 298	1 3,680
営業外費用	2 10,601	2 1,003
経常利益	3,222	12,511
特別損失	0	
税引前中間純利益	3,222	12,511
法人税、住民税及び事業税	1,920	625
法人税等調整額	8,587	
法人税等合計	10,507	625
中間純利益又は中間純損失()	7,285	11,886

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	3,925,727	3,925,727	101,473	101,473	4,127,200	4,127,200
当中間期変動額							
中間純利益又は中間純 損失()				7,285	7,285	7,285	7,285
当中間期変動額合計				7,285	7,285	7,285	7,285
当中間期末残高	100,000	3,925,727	3,925,727	94,188	94,188	4,119,915	4,119,915

当中間会計期間(自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	3,925,727	3,925,727	104,436	104,436	4,130,164	4,130,164
当中間期変動額							
中間純利益又は中間純 損失()				11,886	11,886	11,886	11,886
当中間期変動額合計				11,886	11,886	11,886	11,886
当中間期末残高	100,000	3,925,727	3,925,727	116,323	116,323	4,142,050	4,142,050

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	3,222	12,511
減価償却費	9,612	7,491
貸倒引当金の増減額（ は減少）	10,828	3,416
退職給付引当金の増減額（ は減少）	2,872	
受取利息	0	201
支払利息	97	43
固定資産除却損	0	
売上債権の増減額（ は増加）	2,360	31,490
差入保証金の増減額（ は増加）	10,500	
その他	25,040	33,805
小計	64,533	81,724
利息及び配当金の受取額	0	201
利息の支払額	97	43
法人税等の支払額	3,839	3,839
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,597	78,042
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	22,149	13,680
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,149	13,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	6,622	2,827
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,622	2,827
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	31,824	61,534
現金及び現金同等物の期首残高	110,087	124,176
現金及び現金同等物の中間期末残高	141,912	185,710

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

イ 関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法の規定に基づいております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(ゴルフ場の運営委託)

当中間会計期間より、当社は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社にゴルフ場の運営を委託しております。

当該事象により、当社ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料収入が発生しております。

一方で、リゾートトラストゴルフ事業株式会社が当社の年会費の集金及び管理業務を代行することにより、当社は年会費収入の90%相当額を手数料としてリゾートトラストゴルフ事業株式会社へ支払っております。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の拡大や収束時期等を予測することが困難な状況にあります。

当社は、当事業年度の一定期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして検討しておりますが、当中間会計期間の会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	169,260千円	176,752千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
受取利息	0千円	201千円
貸倒引当金戻入額	千円	3,416千円

2 営業外費用の主要項目

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
支払利息	97千円	43千円
貸倒引当金繰入額	10,500千円	千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	9,612千円	7,491千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	47,800			47,800
優先株式(株)	8,064			8,064
合計(株)	55,864			55,864

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	47,800			47,800
優先株式(株)	8,064			8,064
合計(株)	55,864			55,864

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	141,912千円	45,710千円
短期運用預け金	千円	140,000千円
現金及び現金同等物	141,912千円	185,710千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として芝刈機(機械及び装置)、カート(車両運搬具)等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(資産)			
(1) 現金及び預金	44,176	44,176	
(2) 短期運用預け金	80,000	80,000	
(3) 売掛金	40,964		
貸倒引当金	6,458		
	34,505	34,505	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	72,695	116,019	43,324
(負債)			
(1) 買掛金	5,198	5,198	
(2) 未払法人税等	3,840	3,840	
(3) リース債務	9,397	9,350	46

売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（2020年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(資産)			
(1) 現金及び預金	45,710	45,710	
(2) 短期運用預け金	140,000	140,000	
(3) 売掛金	9,474		
貸倒引当金	7,042		
	2,432	2,432	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	72,695	109,467	36,771
(負債)			
(1) 未払法人税等	625	625	
(2) リース債務	6,569	6,540	28

売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期運用預け金

短期運用預け金は預金と同様の取り扱いをしており、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 売掛金

売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券は、会員権流通市場における相場価格から算出した価格をもって時価としております。

(負債)

(1) 未払法人税等

未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

リース債務は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内に返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	2020年3月31日	2020年9月30日
投資有価証券(非上場株式) 1	1	1
関係会社株式(非上場株式) 1	0	0
差入保証金 2	16,597,600	16,597,600

1 投資有価証券及び関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2 差入保証金については、ゴルフ場の運営委託契約に基づく営業保証金であり、市場価格がなく、かつ、その契約内容から期間の算定が困難であることなどにより、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	0千円	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	0千円	0千円

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	千円	千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ゴルフ場事業のみの単一のセグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）

1 サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業としての単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

1 サービスごとの情報

当社はゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業㈱	81,000千円	ゴルフ場事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	242,696円35銭	242,447円66銭

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額()	156円62銭	244円46銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額()(千円)	7,285	11,886
普通株主に帰属しない金額(千円)	201	201
(うち優先配当額(千円))	(201)	(201)
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額()(千円)	7,486	11,685
普通株式の期中平均株式数(株)	47,800	47,800

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第19期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月29日 東海財務局長に提出。
---------------------	----------------	-----------------------------	--------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月23日

株式会社セントクリークゴルフクラブ
取締役会 御中

篠藤公認会計士事務所
大阪府大阪市
公認会計士 篠藤 敦子

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セントクリークゴルフクラブの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セントクリークゴルフクラブの2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。